

消費者庁の「暴走」に強く抗議します

2011年7月27日

内閣総理大臣 菅 直人 殿
消費者担当大臣 細野豪志 殿
消費者庁長官 福嶋浩彦 殿

国民生活センターの在り方検討会
全国消費者行政ウォッチねっと
全国クレジット・サラ金問題対策協議会
全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議
高松あすなろの会
消費者行政充実埼玉会議
消費者行政充実ネットちば
秋田なまはげの会
消費者行政かながわ
新しい消費者行政を創る宮城ネットワーク
松山たちばなの会
千葉県多重債務問題対策会議

消費者庁は、福嶋浩彦長官の就任以後、私たちが希望・期待した消費者目線の組織とはまったく逆の方向に突き進んでいます。昨今問題になっている国民生活センターの在り方の検討や消費者基本計画の検証評価などについても、消費者庁は自作自演で消費者委員会の合意を装うなどしながら、消費者委員会や消費者団体の意向を無視して強引に手続を進めようとしています。

そこには消費者目線などまったく感じられません。それどころか、国民生活センターの自主性尊重など法が定めたルールや国会の附帯決議を無視、監視機能を有する消費者委員会に圧力をかけるなど、法治国家における行政組織としてはあるまじき行為を繰り返しています。

以下は、福嶋長官就任以後、消費者庁が行ってきた「暴走」行為の具体例です。

これらを大別すると次のようになります。

- ① 監視・提言機能を有する消費者委員会に対し不当な圧力・介入（下記1，9）
- ② 消費者委員会の建議や意見を無視（下記2，3，4，8）
- ③ 国民生活センターの自主性を定めた法の趣旨を無視（下記5，6）
- ④ 国会の附帯決議を無視（下記3，7）
- ⑤ 消費者・消費者団体等の意見を無視・軽視（下記4）

1 消費者委員会の事務局に圧力をかけ、国民生活センター一元化のために自作自演。

平成23年6月9日、消費者庁から消費者委員会事務局に対して圧力をかけ、消費者庁が作成した消費者庁長官宛の文書を事務局長名で消費者庁に提出させる。その後同文書を根拠に、あたかも消費者委員会が国民生活センター一元化に賛同したかのように読める体裁の整理表(6月24日付「消費者庁と国民生活センターとの一元化に対する消費者委員会の懸念・問題意識に対する消費者庁の考え方」)を作成して政党等に配布。

- 2 消費者基本計画の変更の際し、消費者委員会の意見を無視して「国民生活センターの各機能の一元化」の方向を示す文言を強引に入れようとしたが、消費者団体等の猛反対で訂正。
- 3 消費者庁・消費者委員会・国民生活センター3者の業務・組織その他の体制のさらなる整備の観点から検討を加えようとした消費者庁及び消費者委員会設置法の附則3項や消費者委員会の意見を無視して、消費者庁・国民生活センター2者間でのタスクフォースを強行。
- 4 消費者委員会、消費者団体、弁護士会、学識経験者、経済界等、あらゆる方面から一元化に対する反対・懸念が示されているにもかかわらず、国民生活センターの一元化を内容とする最終とりまとめにこぎ着けようと躍起になっている。
- 5 国民生活センターの自主性(独立行政法人通則法3条第3項参照)を無視し、「国民生活センターは行政代行法人だから、何でも好き勝手にやらせてよいわけではない」旨公言(平成23年7月8日民主党消費者問題PTでの次長発言)。
- 6 国民生活センターが行おうとした情報発信を妨害。例えば、貴金属の強引な買取商法についての情報発信(平成22年12月21日に公表)では、国民生活センターが作成した原案に入っていた特定商取引法の解釈例を消費者庁が削除させた。
- 7 消費生活センターの適正な配置・消費生活相談員の待遇改善等の地方消費者行政支援の検討を規定した消費者庁及び消費者委員会設置法附則4項の趣旨に反する発言を繰り返す。

「消費者行政遅れているから、消費者行政だけは特別だから、自由に使えるお金じゃなくて、消費者行政だけヒモ付きのお金で保護しないとイケない、そんな理屈は通らないですよ」(平成23年1月27日 日弁連シンポでの福嶋長官発言)。
- 8 PIO-NET 入力経費について国の財政負担を検討すべきとした消費者委員会の建議を無視。

「PIO-NET 入力経費については、私ども予算要求する気はありません。これははっきりそう考えております」(平成23年6月17日消費者委員会での次長発言)。
- 9 消費者委員会・消費者安全専門調査会に対する福嶋長官による不当介入。

消費者委員会・安全専門調査会の最終とりまとめの日（7月12日）に、福島長官が出席し、「消費者安全専門調査会報告書(案)」のユッケ食中毒事件への消費者庁の対応についての記述等の変更を求めた。同報告書案は、消費者委員会事務局と消費者庁との間での調整を行いながら、調査会として何度も議論を積み重ねて作り上げてきたものであり、福島長官の行為は、監視される対象である消費者庁側からの不当な介入である。

などなど

私たちは、以上のような横暴を繰り返す消費者庁の態度に強く抗議するとともに、法律や国会の附帯決議を遵守し、消費者委員会の意見を尊重するよう求めます。

以上